

立山町 一般廃棄物処理基本計画

令和4年4月

(計画期間:令和4年4月～令和14年3月)

目次

第1章 計画概要

- 第1項 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第2項 計画の法的位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第3項 第10次立山町総合計画と総合戦略における位置づけ・・・・・・・・3
- 第4項 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 立山町の概要

- 第1項 立山町の位置・地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 第2項 人口の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 第3項 産業構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第3章 廃棄物の現況及び課題

- 第1項 ごみの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第2項 ごみ処理の現況及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 第3項 処理施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 第4項 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第4章 ごみ処理の将来について

- 第1項 基本方針と主な取り組み(第10次立山町総合計画)・・・・・・・・9
- 第2項 循環型社会の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 第3項 各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第1章 計画概要

第1項 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、市町村は一般廃棄物処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならないとされている。この一般廃棄物処理計画は、区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、具体的な推進方策や目標値を明記することとされている。これまで、立山町は、平成14年度から平成23年度、平成24年度から令和3年度の10年毎に計画を策定しており、本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間における一般廃棄物の適正処理に関する基本事項を定め、当該期間内の一般廃棄物処理を円滑に進めるとともに、排出抑制及び適正な循環的利用等の実現に向けて策定するものである。

今、世界は直面するさまざまな問題に対し「持続可能な開発目標(SDGs)」を目標とし、その中の取り組むべき17の目標のうち12番の「つくる責任 つかう責任」があり、食品の廃棄物の半減、リデュース・リユース・リサイクル(3R)、エシカル消費※など、私たち一人ひとりの小さな行動が大きな成果につながることから、日常の生活から地域の問題へ考えていく必要がある。

※エシカル消費とは、環境保全や資源保護に関する認証ラベルがついている商品の購入や、地産地消。

持続可能な社会の実現に向けた世界的な動き(SDGs)



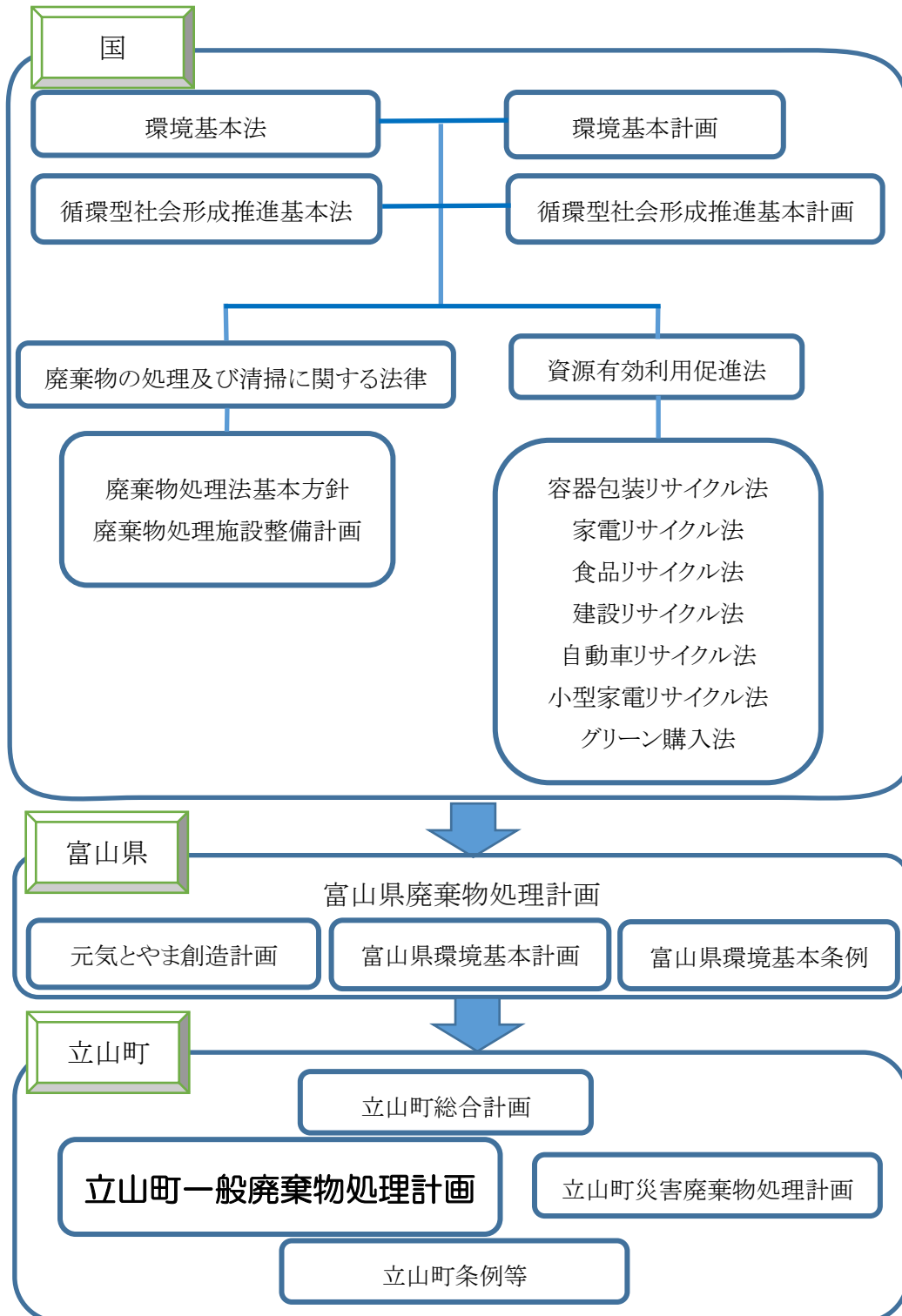
The image shows a grid of 17 Sustainable Development Goals (SDGs) icons, each with a number and a brief description in Japanese. The icons are arranged in three rows: the first row has 6 icons, the second row has 6 icons, and the third row has 5 icons. Below the grid is the title '<17の目標>' and a list of the 17 goals in Japanese.

<17の目標>

1 貧困をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう
2 飢餓をゼロに	11 住み続けられるまちづくりを
3 すべての人に健康と福祉を	12 つくる責任 つかう責任
4 質の高い教育をみんなに	13 気候変動に具体的な対策を
5 ジェンダー平等を実現しよう	14 海の豊かさを守ろう
6 安全な水とトイレを世界中に	15 陸の豊かさを守ろう
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	16 平和と公正をすべての人に
8 働きがいも 経済成長も	17 パートナースhipで目標を達成しよう
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	

第2項 計画の法的位置づけ

循環型社会の形成における法令等及び計画等の関連は以下のとおりです。



第3項 第10次立山町総合計画と総合戦略における位置づけ

第10次立山町総合計画では、5-1循環型社会・環境負荷低減において、「町民が自らごみの発生抑制やリサイクルに積極的に取り組み、循環型社会に貢献し、環境保全に配慮しながら暮らしている」を目指すべき姿としている。

●主な課題

◇ごみの発生抑制とリサイクルの推進

◇不法投棄の解消

◇町民の環境意識の醸成及び公共施設や住宅における環境負荷の低減

●基本方針

町民の環境意識の醸成と地球温暖化防止に資する温室効果ガス(CO₂)の排出削減に向けた施策を推進し、環境負荷低減に努めます。

●主な取り組み

①ごみの発生抑制とリサイクルへの取り組み強化

②せん定枝等の再利用の推進

③不法投棄の解消

④環境意識の向上に向けた取り組みの推進

⑤公共施設や住宅における環境負荷低減の推進

立山町総合戦略では、ごみの発生抑制をリサイクルの推進について、重要業績指標(KPI)を定めています。

重要業績指標	単位	2019年度 (初期値)	2025年度 (目標値)
可燃物の排出量 (1人当たり/年間)	kg	221	190

第4項 計画の期間

本計画の計画期間は令和4年度を初年度とし、令和14年度までの10年間とする。なお、本計画は国の指針に基づいて概ね5年ごとに改訂するほか、社会の動向や廃棄物の排出状況に大きな変化があった場合には、計画期間内であっても、適宜、必要な見直しを行うこととします。

第2章 立山町の概要

第1項 立山町の位置・地勢

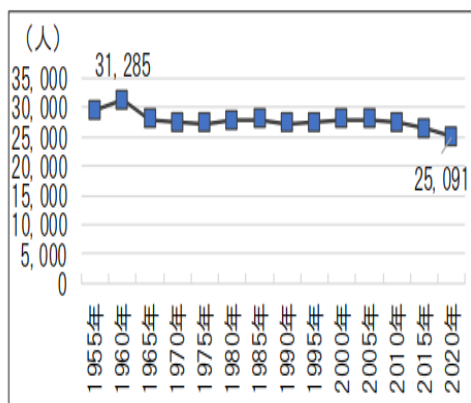
本町は、富山県のほぼ中央から南東に細長く町域が広がり、南西は、常願寺川をはさんで富山市と、北東は上市町、舟橋村と、東は黒部市と長野県大町市に接しています。総面積 307.29 km²、日本一の急流河川である常願寺川により形成された扇状地であり、南東部は北アルプス立山連峰がそびえています。1989年、「みどり維新の町」を宣言し、環境保全に積極的に取り組んでいます。



第2項 人口の特徴

立山町の人口は、現在、減少傾向にあり、できる限り人口減少を抑制するとともに、関係人口の創出を進めていかなければならない。

【総人口の推移】

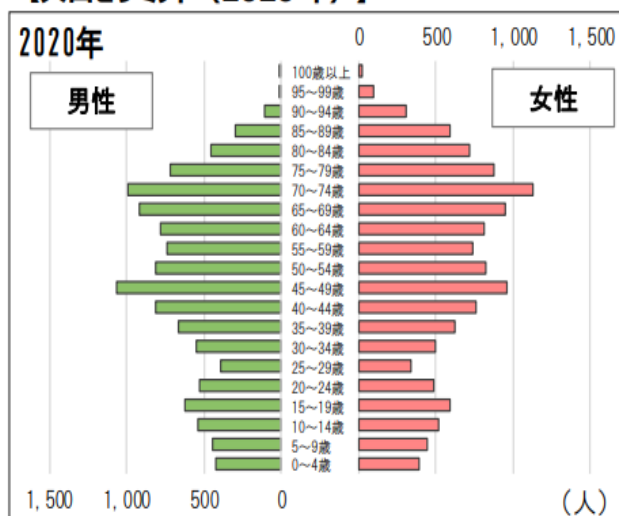


出典：総務省統計局「国勢調査」より作成

※総人口には、年齢不詳を含む。

※2020年のみ富山県「とやま統計ワールド『人口移動調査』」推計値

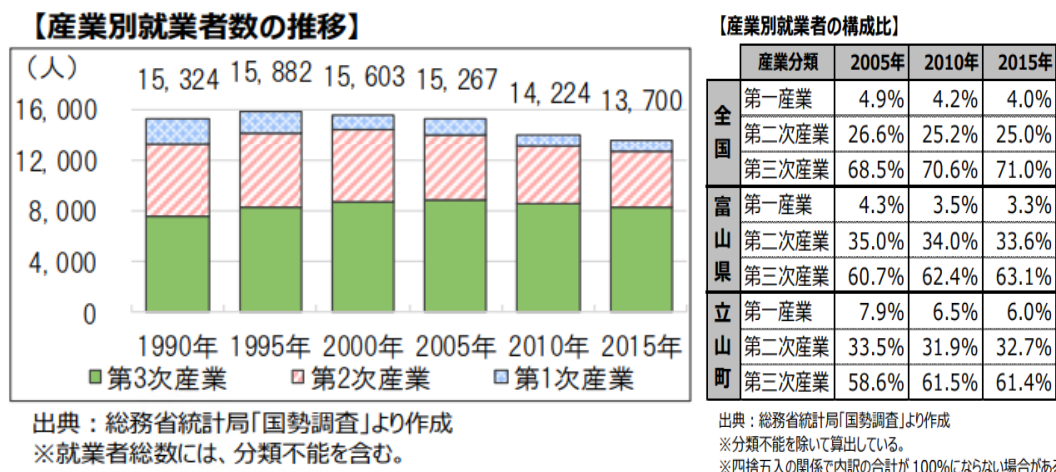
【人口ピラミッド（2020年）】



出典：富山県「とやま統計ワールド『人口移動調査』」推計値より作成

第3項 産業構造

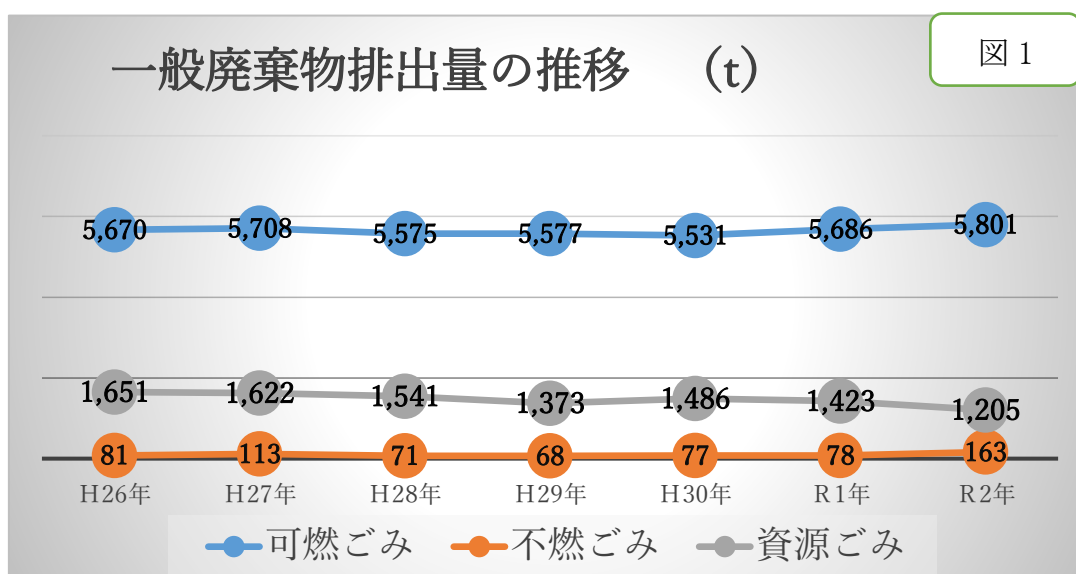
立山町の産業就業者数は、富山県の比率と比較すると、第一次産業就労者数は、約2倍であり、農業の就業者が多いことが特徴です。

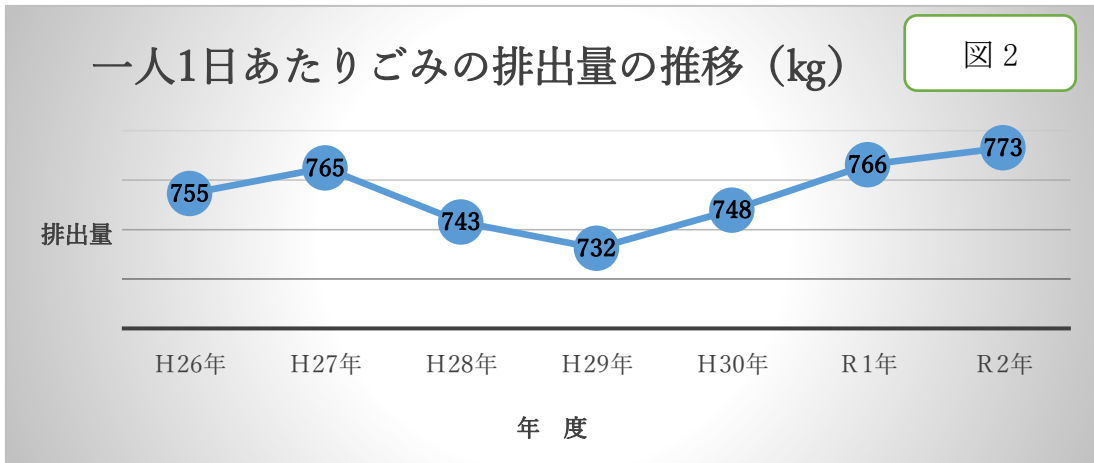


第3章 廃棄物の現況及び課題

第1項 ごみの排出状況

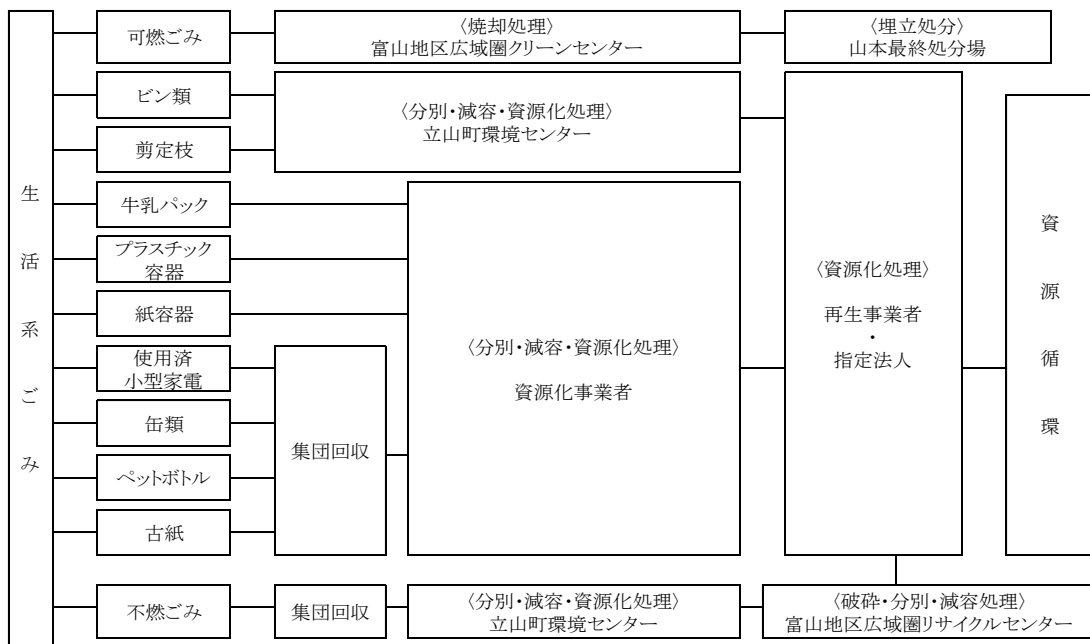
一般廃棄物の排出状況は、下図グラフのとおり、可燃ごみは微増微減、資源ごみについても同様(令和2年度は新型コロナウイルス感染症により集団収集が中止となったため、数値は減少)、不燃ごみについては、令和元年度まで資源ごみと収集していたその他金属を令和2年度から不燃ごみとして収集したため増加している(図1)。一人一日あたりの排出量は、近年増加傾向にある(図2)。





第2項 ごみ処理の現況及び課題

① ごみ処理フロー



② ごみ処理の状況

平成 30 年度におけるごみ処理の状況は、約 26.7%が資源化されており、最終処分量(埋立処分量)は、約 9%となっている。

立山町から排出されるごみの処分については以下のとおりです。

・可燃ごみ

週2回各地区ごみステーションから収集された可燃ごみは、富山地区広域圏クリーンセンターへ搬入される。搬入された可燃ごみは、焼却処分され、熔融スラグに加工され、最終に残った残渣を最終処分場に送られる。

・資源ごみ

ア) プラスチック容器包装・紙容器包装

週1回のプラ・紙容器収集日に収集した後、再加工事業者へ直接搬出する。

イ) ペットボトル・缶類・びん類・牛乳パック・古紙・使用済小型家電

月1回のリサイクル収集日に回収した後、びん類については、立山町環境センターに搬入され、分別処理した後、再加工事業者へ搬出する。それ以外は、再加工事業者へ搬入される。

ウ) 古紙(段ボール・雑誌・新聞紙)

学校PTA等が主体となり集団回収を行い、再加工事業者へ搬入する。その他、町役場敷地内の古紙回収ステーションにおいて受け入れを行い、再加工事業者が収集を行う。

・不燃ごみ・使用済小型家電

不燃ごみは、2か月に1回の収集日に回収した後、富山地区広域圏リサイクルセンターへ搬入する。破砕、分別、圧縮加工後、可燃物は富山地区広域圏クリーンセンターへ、不燃物は最終処分場へ、金属類は再加工事業者へ搬出する。使用済小型家電は、不燃ごみ収集日同日に回収し、再加工事業者へ搬出する。

③ ごみ減量化対策

生ごみ処理機(微生物型・乾燥型)を購入した際に、購入費用の一部を助成する制度を設けることにより、可燃ごみの減量化を奨励しています。その他、立山町給食センター、及び町立保育所(園)に、生ごみ処理機を導入し、減量化を図っています。また、立山方式(資源ごみ収集量に応じて報償金を供出)を堅持します。

第3項 処理施設について

① 立山町環境センター

資源ごみの分別作業や、せん定枝の粉砕、隣接する障がい福祉サービス事業所の方々の協力を得て、事業を行っています。

② 富山地区広域圏クリーンセンター

可燃ごみを受け入れ、焼却処分を行う。焼却後の灰を熔融し、熔融スラグを生産する。

名称	型式	能力 【t/日】	発電能力 【kW】
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	全連続	810	20,000

③ 富山地区広域圏リサイクルセンター

不燃ごみを受け入れ、破碎、分別、圧縮を行い、処分する。

名称	種類	型式	能力【t/日】
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	粗大ごみ	破碎・選別・圧縮	70
	廃棄物再生	破碎・選別・圧縮	40.6

④ 山本最終処分場

関連施設から排出された不燃物の埋立処理を行う。

所在地	名称	全体面積【㎡】	埋立面積【㎡】	埋立地容量【㎡】	残余容量【㎡】
富山市	山本最終処分場	76,400	43,000	555,000	86,517

第4項 課題

・ごみの発生抑制とリサイクルの推進

リサイクルに関しては、立山方式の浸透により意識定着は見られる。可燃ごみについては、減量につながっておらず、ごみの発生量の抑制と更なるリサイクルへの取り組みを活性化しなければならない。リサイクル処理料については、費用が嵩む傾向があるが、循環型経済システムと循環型社会を形成していくことが必要である。また、食品ロスを極力減少するため、家庭で積極的に取り組まなければならない。

・不法投棄の解消

近年、不法投棄が増加しており、自然環境への悪影響、処理費の負担増が発生している。不法投棄撲滅のため、特に中山間地における監視カメラ等を設置し、監視体制の強化、看板の設置等防止対策をすすめなければならない。

・町民の環境意識の醸成及び公共施設や住宅における環境負荷の低減

地球温暖化や環境問題に対する意識の醸成や自発的な行動を推進しなければならない。

・プラスチック廃棄物への対応

海洋プラスチックごみ対策が喫緊の課題であり、硬質プラスチック廃棄物も資源物として回収する体制を構築しなければならない。

・感染症、災害廃棄物への対応

令和2年度に発生した新型コロナウイルス感染症により、自宅療養者等り患者が排出する廃棄物について、収集員が感染しないよう、安全に収集できる体制を整え、継続的に業務を遂行する必要がある。また、近年全国で頻発する豪雨、地震等自然災害時に発生する災害廃棄物について、災害廃棄物処理計画(平成29年度策

定)に基づき、迅速かつ適正に処理を実施するため、総合防災訓練時等日頃より体制を構築しなければならない。

第4章 ごみ処理の将来について(処理計画や政策)

第1項 基本方針と主な取り組み(第10次立山町総合計画)

① 基本方針

富山地区広域圏事務組合や町環境保健衛生協会等の関係機関と連携し、リサイクルを取り巻く環境の変化に応じて事業の在り方を検討することにより、町民の環境意識の醸成と地球温暖化防止に資する温室効果ガス(Co2等)の排出削減に向けた施策を推進し、環境負荷低減に努めます。

② 主な取り組み

・ごみの発生抑制とリサイクルへの取り組みの強化

ごみの分別や減量化に対する町民のより一層の意識向上のため、町環境保健衛生協会や小中学校 PTA 等と連携し、ごみの発生抑制とリサイクル活動の推進に努めるとともに、社会環境の変化に応じた取り組みを進めます。

・せん定枝等の再利用の推進

野焼き、たき火が禁止されたことにより、庭木のせん定枝や落ち葉等が可燃ごみとして出されることが増えており、せん定枝のチップ化による再利用等に取り組み、ごみの発生抑制を進めます。

・不法投棄の解消

不法投棄の解消に向けて、不法投棄監視パトロール隊員や地域住民と連携した監視体制の強化や不法投棄の回収に取り組むとともに、町民等への啓発を行い、不法投棄が犯罪であるという意識の定着に努めます。

・環境意識の向上に向けた取り組みの推進

関係機関と連携し、子どもを含む町民の環境問題への関心が高まるよう、意識の向上につながる場や機会を提供します。山岳観光地においては、自然保護と観光利用が両立できるよう、観光客の意識啓発等に努めます。

・公共施設や住宅における環境負荷低減の推進

公共施設の改築工事等の際に、太陽光発電や省エネタイプの空調を導入するなど、温室効果ガスの排出削減による環境負荷の低減に努めます。また、高齢者単身世帯の増加に伴い、住宅火災発生の危険性が高まっており、温室効果ガス削減と合わせて火災発生原因を減らしていくため、省エネ型住宅設備の導入を支援します。

③ 指標（立山町総合計画より）

指標名	単位	2019年度 (初期値)	2023年度 (中間値)	2025年度 (前期目標値)
可燃物の排出量 (1人当たり/年間)	kg	221	201	190
不燃物の排出量 (1人当たり/年間)	kg	3	3	3
普通教室の照明 LED化した学校数	校	0	3	4

第2項 循環型社会の形成

持続可能な循環型社会を形成するため、資源制約等いわゆる「3R」を推進し、環境と経済が両立する社会を構築していかなければならない。循環型社会形成推進基本法においては、発生した廃棄物等を循環資源として適正な処理及び利用を図ることを規定しています。また、脱炭素社会づくりとの両立を目指すため、以下の各号で示したことを推進し、循環型経済システムと循環型社会を形成します。

- ① プラスチック類の資源循環の推進
- ② 食品ロス・食品廃棄物の削減の推進
- ③ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ④ 廃棄物の再生利用の拡大
- ⑤ 廃棄物処理施設の整備促進
- ⑥ 不適正処理防止対策の推進
- ⑦ 環境教育や普及啓発の推進

第3項 各主体の役割

① 住民の役割

- ・資源物ごみ(リサイクル)を地域の集団回収等へ積極的に出し、自らも地域の取り組みに参加する。
- ・容器包装廃棄物の排出抑制に取り組む(マイバッグ等の利用促進)
- ・リユース容器等を選択し、使い捨て品の使用を抑制する
- ・ワンウェイのプラスチック製品の使用を抑制する
- ・ごみのポイ捨て(不法投棄)禁止

② 事業者の役割

- ・ごみの排出抑制に努めるため、原材料の選択や製造工程を工夫し、廃棄物の適正な循環的利用に努める
- ・消費実態に合わせた容器包装の簡易化、減量及び簡素化に努める
- ・使い捨て品の使用をなるべく控え、グリーン製品等を選択する
- ・ごみの発生や排出の抑制に関する施策に協力し、住民などにより環境美化活動などの自主的な取り組みに積極的に参画又は支援する

③ 町の役割

- ごみの排出状況を把握し、排出抑制のための普及啓発、環境教育を行う
- ごみの排出量に対する公平化を図るため、処理の有料化の研究
- ごみの減量化、再生利用、適切な分別等に関する啓発、教育
- 容器包装廃棄物を抑制し、リユースを進める
- 食品ロス削減のため、事業者や住民へ呼びかける
- 行政ポイントや報償金制度を堅持し、ごみの排出量抑制に寄与する
- 低炭素社会に向けて、ごみ収集や処理の効率化を考える

「混ぜればごみ、分ければ資源」

一人ひとりの意識が大切です

分解して分別して、決められた場所へごみをだしましょう

